14　衛生管理等

（1）　感染症の予防及びまん延防止対策を行います。

①感染症及びまん延防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。

②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③職員に対し研修及び訓練を年１回以上行います。

15　ハラスメント対策について

個人の人格や尊厳を侵害する言動や、肉体的または精神的苦痛を与えるなどの人権を侵害する一切の行為をハラスメントとします。職場におけるハラスメントを防止する為、方針の明確化など必要な対策を講じます。

令和　　年　　月　　日

本書面により、事業者から居宅介護支援についての説明を受け、同意します。

住　　所

利 用 者　　氏　　名　　印

（代筆の場合続柄）

住　　所

ご 家 族　　氏　　名　　印

続　　柄

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

所　在　地　　青森県八戸市大字八幡字下樋田１番１

事 業 所　名　　称　　居宅介護支援事業　ケアステーション ハピネスやくら

説明者氏名　　印

令和８年６月

居宅介護支援事業　ケアステーション ハピネスやくら
重要事項説明書

１　ケアステーション ハピネスやくら　の概要

（１）当事業所の概要

事　業　所　名	居宅介護支援事業　ケアステーション ハピネスやくら
所　在　地	青森県八戸市大字八幡字下樋田１番１
電　話　番　号	０１７８－２７－２２３２
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０１７８－２７－３０１３
事 業 所 番 号	０２７０３０２９０４

（２）事業実施地域及び営業時間

実　施　地　域	八戸市　南部町　五戸町
営　業　日	月曜日 から 金曜日
営　業　時　間	８：３０～１７：３０ ※電話相談は２４時間受け付けております。但し、夜間は携帯電話のため電波が途切れる場合がございますので、ご了承ください。

（３）当事業所の職員体制

職　種	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	１名	ー	１名	従業者及び業務の管理。居宅介護支援の提供にあたる
介護支援専門員	１名以上	ー	１名以上	居宅サービス計画の作成及び介護サービス事業者との連絡・調整　要介護認定申請代行・更新認定申請代行手続き
合計	２名以上		２名以上	

２　運営の方針

（１）利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しておこないます。

（２）公正中立なケアマネジメントの確保を基本とし、ご利用者様の心身の状況や環境等に応じて、ケアプランに位置付けます。居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介と位置付けた理由を説明し、ご利用者に選択していただきます。

（３）その他

事　　項	内　　容
課題分析	全国社会福祉協議会居宅サービス計画ガイドラインを用いています。
研 修 の 実 施	県市町村の研修に参加し最新の情報収集につとめています。

３　利用料金

（１）指定居宅介護支援を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料となります。

居宅介護支援の介護報酬に関わる費用（地域単価：10.0円）

項目	算定内容	単位数（単位）	利用料金（円）	備考
基本報酬	要介護１・２	1,086	10,860	１月につき
	要介護３・４・５	1,411	14,110	
加算	初回加算	300	3,000	初回月のみ
	入院時情報連携加算Ⅰ	250	2,500	１回につき
	入院時情報連携加算Ⅱ	200	2,000	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	4,500	
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,000	

項目	算定内容	単位数（単位）	利用料金（円）	備考
加算	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,000	1回につき
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	7,500	
	退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,000	
	通院時情報連携加算	50	500	1月につき
	特定事業所加算Ⅲ	323	3,230	
	処遇改善加算	所定単位数の2.1%		

4　サービスの利用方法

お電話などでお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

5　サービスの終了

（1）利用者の都合でサービスを終了する場合。

（2）要介護認定で非該当（自立・要支援１・要支援２）と認定された場合。

（3）利用者やご家族などが契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6　秘密保持等に関する対応

（1）利用者やご家族について知り得た情報については、秘密を守ります。

（2）利用者に適切なサービスが提供されるよう下記のような場合、連携するサービス事業所間で、利用者・家族の情報を共有することがありますので同意をお願いします。

①　サービス担当者会議等において必要な場合

②　連絡調整のために必要な場合

③　サービス提供中、急変あるいはけが等で受診される場合

④　その他

7　サービスの選択

利用者やその家族に対して、複数の居宅サービス事業所を紹介し選択してもらい、ケアプランに位置付けます。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙参照。

8　サービスに関する留意事項

（1）利用者が入院又は死亡した場合、ご家族は事業所へ報告するものとします。

9　事故発生時の対応

訪問中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。

10　サービス内容に関する苦情

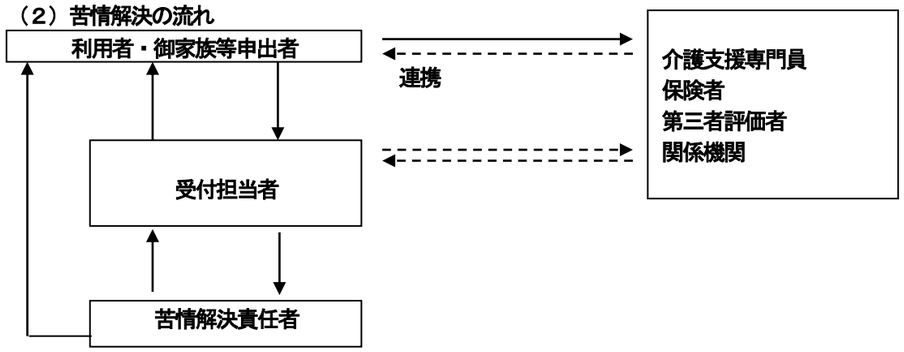
（1）苦情窓口

受付担当者　　梅内　陽祐

電話番号　　０１７８－２７－２２３２　　ＦＡＸ　０１７８－２７－３０１３

受付日時　　年中無休

（2）苦情解決の流れ



（3）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県運営適正化委員会などに苦情を申し出ることができます。

＜連絡先＞　八戸市福祉部介護保険課介護事業者グループ　０１７８－４３－９２９２

五戸町福祉保健課介護保険班　０１７８－６２－２１１１

南部町福祉介護課介護保険班　０１７８－６０－７１０１

青森県国民健康保険団体連合会　０１７－７２３－１３３６

青森県運営適正化委員会　０１７－７３１－３０３９

11　利用者の虐待防止に関する対応

（1）虐待の発生又は、再発を防止するための対策を講じます。

①虐待防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③職員に対し年１回以上研修を行います。

④適切に実施するための担当者は管理者とします。

⑤その他虐待防止のために必要な措置を行います。

（2）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

〈虐待の種類〉

①身体的虐待　：暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または外部との接触をさせないような行為

②心理的虐待　：威圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって、精神的苦痛を与えるような行為

③性的虐待　：本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為

④経済的虐待　：財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

⑤介護・世話の放棄・放任　：介護や生活の世話を行っている人が、介護や世話を放棄するような行為

12　身体拘束に対する対応

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13　業務継続計画に関する事項

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して当該事業所の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。